

こんにちは 家畜保健衛生所です

家畜だより 令和8年1月

家畜伝染病予防法に基づく定期報告書の提出 について

下記の表に掲げる家畜を飼養する方は、**毎年2月1日現在の飼養頭羽数等**を、管轄の家畜保健衛生所に郵送・FAX・メール等で必ず提出してください。

定期報告書の様式が新しくなっています。

提出する様式は、奈良県公式ホームページ「家畜保健衛生所」よりダウンロードするか、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

	中規模以上飼養者	小規模飼養者	報告期限
牛・水牛・馬	2頭以上	1頭	4月15日
鹿・羊・山羊・豚（ミニブタ含む）・猪	6頭以上	1～5頭	
鶏・あひる（アガモ含む）・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	100羽以上	1～99羽	
エミュー・だちょう	10羽以上	1～9羽	6月15日
必要な書類	<ul style="list-style-type: none">◎ 基本情報（動物種、畜舎等の数、頭羽数）◎ 飼養衛生管理基準の遵守状況◎ その他添付書類	<ul style="list-style-type: none">◎ 基本情報（動物種、畜舎等の数、頭羽数）	

<重要なお知らせ>

県内又は近府県で鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫などの家畜伝染病が発生した場合、定期報告書を元にご連絡させていただくことがあります。

奈良県家畜保健衛生所 業務第一課
〒639-1123 大和郡山市筒井町600-3
TEL 0743-59-1700/FAX 0743-59-1740

奈良県家畜保健衛生所 業務第二課
〒639-2204 御所市南十三152-1
TEL 0745-62-2440/FAX 0745-62-8771

メール kachiku-hh@office.pref.nara.lg.jp (各課共通)